

建設工事入札指名願申請書提出要領

この申請書は、短期間に受付、審査、決定等の作業を完了しなければなりませんので、基本となる申請書等の作成にあたっては、下記の事項について不備のないよう作成して下さい。なお、記載事項は毎年12月31日を基準にして下さい。(技術者等及び機械器具類については申請日現在)　※書類不備の場合は受付できません。

各様式については、最新のものを使用すること。

1 申請書（様式第3号）

(1) 申請者は本社（店）の代表者とすること。また、電話番号は市外局番も記載すること。

(2) 営業種目について

- 建設工事 → 大臣又は県知事から許可を受け、経営事項審査を受けた業種を記載すること。
- 測量、建設コンサルタント等 → 各登録を受けた業種を記載すること。

(3) 優先順位希望業種について

- 建設工事 → 「土木一式」、「建築一式」、「管」、「舗装」、「造園」、「塗装」、「内装仕上」、「電気」、「機械器具設置」、「水道施設」、「解体」のうち第2希望まで記載可能。

※水道施設工事を希望する業者については、宮若市から「指定給水装置工事事業者」として指定されていること。

- 測量、建設コンサルタント等 → 測量、建築関係コンサルタント、土木関係コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタントのうち何れかを記載すること。

2 関係書類

(1) 営業所一覧表（別記1）

- 本店も含めて記載すること。

(2) 宮若市内営業所所在図（別記2）

- 営業所所在地のわかる地図等を貼付し、事務所に印（マーカー等）を付すこと。
- 新規に提出する業者は、看板がわかるように事務所全景及び事務所内の備品関係の写真を添付すること。
- 新規に提出する業者は、実態調査に伺うことがあります。

(3) 工事経歴書（別記3）

- 直前1ヵ年の事業年度（個人の場合は、前年1月1日から12月31日）までに完成したものを工事の種類別、官公庁工事、民間工事別に別紙に記載すること。

- 元請、下請の区分を記載すること。

(4) 技術者名簿（別記4）

- 建設業法第7条第2号及び第15条第2号のイ、ロ又はハに該当する者を記載すること。
- 受付期間内に常時雇用されている期間が3ヵ月以上の技術職員を記載すること。
(法人の場合は代表者及び常勤の役員を、個人の場合はその事業主を含む。)
- 実務経験のみの技術者については、どの業種に何年の実務経験があるかを記載すること。(例 土木12年)
- 監理技術者資格者証の保有の有無を記載すること。

添付書類

- ① 技術検定合格証明書等、資格を証明できる書類の写しを添付すること。
- ② 経営事項審査を申請する時に、許可行政庁に提出した技術者職員名簿（許可行政庁の受付印があるもの）を添付すること。(ただし、指名願受付時に退職している職員がいる場合は、名簿の当該職員名を見え消しで削除すること。)
- ③ 公的機関が発行する雇用関係、雇用期間が証明できるものを添付すること。
(住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者準報酬決定通知書、雇用証明証等)
- ④ 監理技術者に該当する者は、監理技術者資格者証・講習修了証の写しを添付すること。

(参考)

現場に配置する主任（監理）技術者及び現場代理人は請負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係であるものでなければなりません。

(5) 従業員調（別記5）

- 職員数は技術職員とそれ以外に区分して記載すること。
- 建設工事は希望業種ごとの技術者数を記載すること。（各業種での重複可。ただし、総数は実数を記載すること。）
- 測量・コンサルは登録部門ごとの技術者数を記載すること。(業種ごとの重複可。ただし、総数は実数を記載すること。)
- 技術者以外の職員についても、雇用関係の証明できる書類を添付すること。

(6) 登記事項証明書及び身分証明書（写可）

- 法人 → 登記事項証明書（法務局）
- 個人 → 本籍地の市町村で発行する代表者の身分証明書を添付すること。

(7) 納税証明書（写可）

国税及び市町村税の未納の無いことの証明を添付すること。

- ① 国税（税務署）

イ 法人については消費税及び法人税の未納の無いことの証明（その3の3）

ロ 個人については消費税及び所得税の未納の無いことの証明（その3の2）

②市町村税

イ 法人については、事業所分と代表者個人に課税された分が対象となります。

ロ 代表者以外の方が申請する場合は、委任状か社印が必要です。

ハ 納税後すぐに納税証明書を申請する場合は、税務収納課窓口に領収書を持参して下さい。

二 代表者が市外に住民登録している業者は当該登録地の納税証明書（様式は問わない。）

※国税、市町村税ともに、修正申告等により新たに納税すべき額が発生した場合は申請内容の変更事項として、再度「納税証明書」を提出してください。

(8) 建設業許可証明書（写可）

- 許可業種等に変更が生じてなければ、許可の通知でも可

（「建設業者・宅建業者等企業情報検索システム」の画面又は帳票でも可）

- 建設工事以外については、当該業種の登録証等を提出すること。

- 凈化槽工事業者は知事への「登録」か「届出」及び「浄化槽設備士免状」又は「浄化槽設備士証」を提出すること。

※建設業の許可証明書については、必ず「業種」と業種ごとの「許可区分（特定、一般）」及び「許可年月日」が確認できるようにお願いします。

(9) 総合評定値通知書（写可）

- 申請中の時は、直近の総合評定値通知書を提出のうえ、申請していることがわかる書類（許可行政庁の受付印があるもの）を添付すること。

- 最新の通知書ができ次第、提出すること。

(10) 代表者の住民票（写可）

1月1日以降の証明日のものを提出すること。代理人が申請する時は、委任状及び代理の方の印鑑が必要です。

(11) 営業用機械器具類（別記6）

- 自社保有分の営業に用いる機械器具について記入すること。

- 所有かリースかを○で囲むこと。

(12) 営業所技術者を証明する書類（写可）

許可を受けた業種ごとの「営業所技術者」又は「特定営業所技術者」を証明する書類（旧営業所専任技術者）

（建設業許可申請の際に提出したもの）

3 地域貢献活動

下記の「地域貢献活動」評価項目一覧の条件を満たす項目があれば、建設工事入札指名願申請書と合わせ、地域貢献活動評価申請書を提出することができる。

(1) 地域貢献活動評価項目

- ①防災協定 ②消防団協力 ③道路愛護活動 ④河川愛護活動
- ⑤飲酒運転撲滅 ⑥個人住民税特別徴収 ⑦子育て応援 ⑧70歳以上まで働く企業 ⑨みんなで防犯応援又は青色防犯パトロール ⑩人権・同和啓発研修

(2) 評価方法

上記の10項目について、登録或いは実施されたことが確認できた項目に対し、一定の点数を加点する。(道路愛護活動、河川愛護活動については、回数による加算あり)

(3) 対象業種

土木一式工事・建築一式工事・管工事・舗装工事を、第1希望若しくは第2希望とするもの

1. 地域貢献活動評価における加算点数の上限は、10項目合計50点とする。
2. 地域貢献活動評価申請書に、評価項目毎の必要な書類を添付し申請すること。
3. ②消防団協力における「消防団協力事業所」認定の手続方法については、宮若市役所総務課防災安全係に確認すること。
4. ③道路愛護活動及び④河川愛護活動については、各自治会が自主的に取り組んでいる市道及び水路等の愛護活動と重複しないよう考慮し、実施すること。
5. ③道路愛護活動及び④河川愛護活動については、県の地域貢献活動の活動実績と重複しての申請も可とする。
6. ⑥個人住民税特別徴収については、宮若市の特別徴収事業者の指定を受けている場合は「個人住民税特別徴収実施確認書」を、これから特別徴収を実施する場合は「個人住民税特別徴収実施確認書」と「個人住民税特別徴収開始誓約書（写）」を添付すること。
7. ⑨地域防犯活動について、「みんなで防犯応援隊」及び「青色防犯パトロール」を実施している事業者に対し、どちらかひとつのみ加点対象とし、重複した加点はしないものとする。

「地域貢献活動」評価項目一覧

項目	内容	要件	申請時に必要な書類
①防災協定	災害発生時に速やかな復旧を図るため、市と建設業者間で協定を締結していること。	指名願申請書を提出した日ににおいて、防災協定が締結されていること。	協定書の写し又はそれを証するもの
②消防団協力	宮若市消防団事務局より「消防団協力事業所」の認定を受けていること。	指名願申請書を提出した日ににおいて、認定されていること。	宮若市消防団協力事業所認定通知書の写し又はそれを証するもの
③道路愛護活動	福岡県のさわやか道路美化促進事業の活動団体の認定を受けた後、地域(自治会)と連携して宮若市の管理区域の道路の整備活動(清掃、除草、伐採等)を実施していること。	格付年度の前年度までに、県の認定を受けた後、前年の1月1日から12月31日までの1年間に1回以上の活動実績があり、報告書及び関係書類を提出していること。 (活動回数による加算点数あり)	(1)福岡県さわやか道路美化促進事業実施団体等認定書の写し又はそれを証するもの(福岡県が交付するもの。) (2)道路愛護活動実績報告書、活動状況の写真
④河川愛護活動	福岡県の河川愛護企業又は河川愛護活動支援企業の登録を行った後、地域(自治会)と連携して宮若市の管理区域の河川の環境整備活動(清掃、浚渫、除草、伐採等)を実施していること。	格付年度の前年度までに、県に登録した後、前年の1月1日から12月31日までの1年間に1回以上の活動実績があり、報告書及び関係書類を提出していること。 (活動回数による加算点数あり)	(1)河川愛護企業又は河川愛護活動支援企業登録証の写し又はそれを証するもの(福岡県が交付するもの。) (2)河川愛護活動実績報告書、活動状況の写真
⑤飲酒運転撲滅 (県事業に協賛)	福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例に基づく「飲酒運転撲滅宣言企業」に登録していること。	指名願申請書を提出した日において、登録していること。	飲酒運転撲滅宣言企業登録証の写し
⑥個人住民税特別徴収	宮若市に居住する代表者又は従業員について個人住民税の特別徴収を実施し、又は実施の誓約を行っていること。	指名願申請書を提出した日までに実施し、又は実施の誓約を行っていること。	個人住民税特別徴収実施確認書(実施予定事業者の場合は、個人住民税特別徴収開始誓約書)

⑦子育て応援(県事業に協賛)	福岡県の「子育て応援宣言企業」に登録していること。	指名願申請書を提出した日において、登録していること。	子育て応援宣言登録証の写し
⑧70歳以上まで働く企業(県事業に協賛)	福岡県の「70歳以上まで働く企業」に登録していること。	指名願申請書を提出した日において、登録していること。	福岡県の地域貢献活動評価申請書に確認印のあるものの写し
⑨みんなで防犯応援隊(県事業に協賛)又は青色防犯パトロール	福岡県の「みんなで防犯応援隊」に登録していること。 「青色防犯パトロール」を実施している事業者であること。	指名願申請書を提出した日において、登録していること。 指名願申請書を提出した日において、活動実施していること。	福岡県の地域貢献活動評価申請書に確認印のあるものの写し 「青色防犯パトロール」を実施していることが分かるものの写し
⑩人権・同和啓発研修(県事業に協賛)	福岡県又は宮若市の人権・同和啓発研修を受講していること。	前年の1月1日から12月31日までの1年間に受講していること。	福岡県の地域貢献活動評価申請書に確認印のあるものの写し又は宮若市の人権・同和啓発研修報告書

4 市内居住従業員の雇用確認書類

下記の条件を満たす従業員を雇用していれば、建設工事入札指名願申請書と合わせ、対象従業員の住民票と課税地確認同意書を提出することができる。

(1) 対象となる従業員

- ①指名願提出時において、3ヶ月以上継続して雇用があること。
- ②指名願提出時において、3ヶ月以上継続して宮若市に住民登録があること。
- ③格付年度における、個人住民税の課税地が宮若市であること。

(2) 評価方法

該当する従業員一人につき、一定の点数を加点する。

(3) 対象業種

土木一式工事・建築一式工事・管工事・舗装工事を、第1希望若しくは第2希望とするもの

(4) 注意事項

- ①従業員の住民票は、1月1日以降の証明日のものを提出すること。
- ②課税地確認同意書を提出すること。

5 申請内容の変更について

下記事項に変更が生じた時は、速やかに変更届及び添付書類を提出して下さい。

変更事項	添付書類	写しの可否
住所又は所在地	・登記事項証明書(法人) ・位置図 ・事務所の写真	写可
商号又は名称	・登記事項証明書(法人)	写可
代表者	・住民票 ・登記事項証明書(法人) ・身元証明書(個人)	写可
許可事項又は登録事項	・許可証又は登録証	写可
納税額 (国税及び市町村税)	・国税、市町村税とともに 変更後の納税証明書	写可
技術者の増減	・技術者名簿 ・雇用関係の証明できる もの	写可
技術者の資格	・技術者名簿 ・合格証等(資格を証する 書類) ・監理技術者証の業種の 追加	写可
営業所技術者又は特定営業所技術者	・営業所技術者証明書	写可
使用印鑑又は実印	・使用印鑑届(任意様式)	原本
連絡先(TEL又はFAX)		

※許可行政庁へ変更届を提出する時に受取る変更届の控え(受付印があるもの)
の写しを提出して下さい。

◎官若市指名業者等の選定順位

1 市内業者

- (イ) 法人の場合 事務所の本店（建設業法に規定する建設業の許可及び経営事項審査の申請地と同一でなければならない。）を市内に法人登記し、且つ、各種市税等を納付し、代表者又は役員が常駐している建設業者
- (ロ) 個人の場合 事務所（建設業法に規定する建設業の許可及び経営事項審査の申請地と同一でなければならない。）を市内に有し、且つ、代表者が市内に住民登録し各種市税等を納付している建設業者

2 市外業者 市内業者以外の建設業者

《重　　要》

- ※ 新規指名願提出業者については、1年間名簿登載いたしません。
2年目より、ランクの最下位に格付けいたします。
- ※ 市外業者の選定については、特殊な機械又は技術を必要とする工事によるもののほか、格付けされた建設業者が指名競争入札参加者数に達しない場合に限り選定します。
- ※ 第2希望業者への発注（指名競争入札や一般競争入札）は、第1希望だけでは、業者数が不足する（無い）ときなどの特殊事情が生じた場合のみとし、それ以外は従前どおり、第1希望業者を対象とした発注を原則といたします。